



2009年4月27日

各 位

株式会社N a I T O
取締役社長 鈴木 斉
(JASDAQコード:7624)
問合せ先
取締役経営企画室長 市川 廣規
電話 03-3800-8614

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年5月26日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものです。

また、変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 定款変更の効力発生日

平成21年5月26日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行のまま)</p>
<p>(単元未満株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、当社の普通株式の単元株式数は10株とし、優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元未満株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、当社の普通株式の単元株式数は10株とし、優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿、および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
<p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行のまま)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第52条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき 1,000 円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>3. 第54条の規定は、優先配当金の支払について、これを準用する。</p>	<p>第12条 (現行のまま)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第46条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき 1,000 円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>3. 第48条の規定は、優先配当金の支払について、これを準用する。</p>
<p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第18条 現行のまま</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第20条 第15条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条 第14条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第21条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第48条 現行のまま</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条は削除する。</u></p>